

有限責任中間法人 日本臨床神経生理学会 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、有限責任中間法人日本臨床神経生理学会と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都文京区におく。

(目的)

第3条 当法人は、臨床神経生理学（脳波、誘発電位、筋電図、神経伝導検査など）に関連する学問の進歩向上をはかることを目的とし、次の事業を行う。

- ①会員総会の開催
- ②機関誌およびその他の刊行物の発行
- ③学術集会、講演会、講習会、展示会の開催
- ④国際的な関係諸学会との協力活動
- ⑤国内の関係諸学会との協力活動
- ⑥認定制度の推進
- ⑦診療報酬の改善に向けて必要な活動
- ⑧優秀な投稿論文の奨励ならびに表彰
- ⑨その他当法人の目的を達成するため必要な事項

(基金の総額)

第4条 当法人の基金の総額は、金300万円とする。

(基金の拠出者の権利に関する規定)

第5条 基金は、当法人が解散するまでは返還しない。

(基金の返還の手続き)

第6条 基金の返還の手続きについては、社員総会において定める。

(公告の方法)

第7条 当法人の公告は、主たる事務所の掲示場に掲示する。

第2章 会 員

(種別)

第8条 当法人の会員は、次の①から⑥のいずれかに該当し、所定の手続きを完了した者とする。

- ①正会員：臨床神経生理学あるいはこれと関連する学問に関する知識、経験を有し、一定額の年会費を納める者
- ②学生会員：学部学生、大学院生、もしくは留学生であることを証明できる者
- ③名誉会員：本会のために特に功労のあった者
- ④賛助会員：本会の目的に賛同し、事業を賛助するため、会費年額1口以上を納める者
- ⑤臨時会員：本会の主催する学術集会に正会員と連名で参加するため、臨時会費を納める者
- ⑥購読会員：学校、図書館、研究所ならびにこれに準ずる公共性の高い団体で、機関誌の配布のみを受ける者

(入会)

第9条 当法人の目的に賛同し、正会員または学生会員になろうとする者は、評議員1名の推薦を受け、別に定める様式により事務局に申込みをする。

名誉会員については、評議員会の議決および会員総会の承認を得るものとする。

(会費)

第10条 会員は別に定める会費を納入しなければならない。ただし、名誉会員は会費を納めることを要しない。

(退会)

第11条 会員で退会しようとする者は、その旨を本会の事務局まで届け出なければならない。ただし、既納の会費は返付しない。

②会員で会費を2年以上滞納した者は自然退会とみなし得るものとする。

③会員で本会の名誉を汚す行為がある場合には、評議員会の議決および会員総会の承認を経て除名することができる。

第3章 役員

(評議員)

第12条 本会には評議員をおく。

②評議員は本会の正会員となって連続5年以上を経た者の中から、別に定める選出規定により選出される。

③評議員の任期は4年とする。

(理事)

第13条 理事は理事会を構成し、当法人の会務を分担する。

②理事は社員総会において評議員中より選出する。

③理事長、庶務理事、財務理事ならびに渉外理事は、理事の互選により決定する。

(監事)

第14条 監事は当法人の会計を監査し、これを社員総会に報告する。

②監事は社員総会において正会員中より選出する。

(任期)

第15条 理事の任期は、就任後2年内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとし、任期満了前に退任した理事の補欠として、または増員により選任された理事の任期は、前任者または他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

②監事の任期は、就任後4年内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとし、任期満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の残存期間とする。

③任期満了後であっても後任者の就任があるまでは、その職務を行わなければならない。

④理事と監事については、原則として、任期中の欠員補充を行わないものとする。

(職務)

第16条 理事長は当法人を代表し、会務を総括する。

②庶務理事は当法人の庶務を担当する。

③財務理事は当法人の会計を担当する。

④渉外理事は当法人の渉外を担当する。

(報酬)

第 17 条 理事および監事は無報酬とする。

(事務局員)

第 18 条 理事長は正会員中より事務局員を若干名おくことができる。なお、この任期は 1 年とする。

第 4 章 社 員

(社員)

第 19 条 当法人の社員は評議員をもってこれにあてる。

第 5 章 社員総会

(種類および招集)

第 20 条 定時社員総会は年 1 回、理事長が招集する。臨時社員総会は理事長が必要と認めた場合のほか、法令の定めに従って理事長が招集する。

②招集はその開催の少なくとも 10 日以前に議題を示して、書面または会報または機関誌または電子メールにより、社員総会を構成すべき全員に通知しなければならない。

③社員総会の議長は、社員の互選により選出する。

(社員総会の権限)

第 21 条 社員総会は、法令およびこの定款で定めるもののほか、当法人の運営に関する重要な事項を決議する。

(議決)

第 22 条 社員は、1 人 1 議決権を有する。

②社員総会は、全社員の過半数の出席により成立し、出席した社員の過半数の賛成によって成立する。ただし、前もって通知された議題につき委任状をもって意思を表示した者は、当該議題については出席したものとみなす。

(議事録)

第 23 条 社員総会の議事については、議事録を作成し、これに議事の経過の要領およびその結果を記載し、議長およびその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が、署名押印しなければならない。

第 6 章 委 員 会

(専門委員会)

第 24 条 本会の目的および事業を達成するため、必要に応じて専門委員会を設置することができる。専門委員会は必要に応じて研究集会を開催することができる。

②専門委員会の設置ならびに委員の人選は、理事あるいは評議員の発議により社員総会で選任される。

③専門委員会の審議経過の要約、結論および会計は社員総会において報告されなければならない。

第 7 章 学術集会

(学術集会)

第 25 条 本会は年 1 回学術集会を開催するほか、必要に応じ、講演会、講習会、展示会を開催する。

②学術集会の会長は、社員総会で選出される。

③会長は当該学術集会の運営に関する諮問機関として運営委員会を必要に応じて設置することができる。

第 8 章 計 算

(会計年度)

第 26 条 当法人の会計年度は毎年 10 月 1 日に始まり、翌年の 9 月 30 日に終るものとする。

平成 16 年 2 月 9 日作成

平成 16 年 2 月 9 日認証

平成 16 年 4 月 1 日法人成立

平成 16 年 11 月 16 日改定 (第 20 条および第 9 章附則削除)

平成 17 年 11 月 29 日変更 (第 20 条)